

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	航空法の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省航空局安全部安全企画課	電話番号: 03-5253-8696 e-mail: CAB-ANZ-ANK@mlit.go.jp
評価実施時期	平成27年 7月13日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 航空機との接触や落下等による地上の人への危害・物の損傷を防止するため、無人航空機を飛行させることができる空域を制限するとともに、飛行させる際に従うべき飛行の方法を定める。</p> <p>【内容】 ・無人航空機を飛行させるにあたって、国土交通省の許可を必要とする空域を定める。 ・無人航空機を飛行させる際に従うべき飛行の方法を定める。</p> <p>【必要性】 無人航空機が急速に普及しており、撮影や農業散布、インフラ点検などの分野での利用が広がっている。今後、様々な分野での活用が期待されているが、一方で、人が密集している場所等への落下事故が発生するなど、安全上の懸念が生じている。無人航空機による航空機との接触や、落下等による地上の人への危害・物の損傷を防止するため、無人航空機を飛行させる空域を制限するとともに、飛行させる際に従うべき飛行方法を定めることとする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	航空法第2条第22項、第132条、第132条の2及び第157条の4
想定される代替案	代替案1: 無人航空機を飛行させる者が遵守すべき事項等について、法的拘束力のないガイドラインとしてとりまとめ、国土交通省ホームページ等にて公表し、各使用者の自主的な取り組みを促す。	
規制の費用	費用の要素	代替案1の場合
(遵守費用)	第132条及び第132条の2に規定する国土交通大臣の許可等を得るための申請に係る費用	なし
(行政費用)	許可審査にかかる費用	なし
(その他の社会的費用)	なし	なし
規制の便益	便益の要素	代替案1の場合
	空港周辺の空域や人・家屋が密集している地域の上空などにおいて、無人航空機の飛行は安全が確認されたものに限ること、また、安全が確認されない限り、夜間の飛行や目視外での飛行などを認めないこととし、違反した場合には罰金を科することで、無人航空機の安全な航行を実現し、地上の人や物の安全を確保することができる。	代替案については、あくまで法的拘束力のないガイドラインに過ぎず、ガイドラインから逸脱した者がいたとしても、罰則等による抑止効果は期待できない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本規制案は、現行に比して遵守費用や行政費用が発生するものの、抑止力を確保することにより、国民の生命、財産に対する危害を未然に防ぐものである。代替案は遵守費用や行政費用は生じないが、あくまで法的拘束力の無いガイドラインに過ぎず、実効性のある形で国民の生命、財産に対する危害を防ぐことは困難である。 以上より、本規制案により、安全の確保に万全を期する必要がある。	
有識者の見解その他関連事項	<p>【「ロボット新戦略」(平成二十七年二月十日日本経済再生本部決定)(抄)】 第6節ロボット規制改革の実行 (2) 規制・制度改革の課題と2020年に向けたアクションプラン ① ロボットを効果的に活用するための規制緩和及び新たな法系・利用環境の整備 (オ) 無人飛行型ロボット関係法令(航空法等) 災害現場を始めとして、無人飛行型ロボット(UAV)への期待は高く、今後その普及が見込まれる。しかし、こうしたロボットに関する具体的な運用ルールは明確になっていない。そのため、今後いわゆる小型無人機については、運用実態の把握を進め、公的な機関が関与するルールの必要性や関係法令等も含め、検討を進めていく。</p> <p>【「小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルールの骨子」(平成27年6月2日小型無人機に関する関係府省庁連絡会議)(抄)】 4. 今後の進め方 政府は、本骨子について関係者に広く周知し、意見を幅広く聴取する。その意見を適切に反映させつつ、実施可能な点から段階的かつ早急に取組を進める。とりわけ、2.(1)の小型無人機の運航方法の規制については、特に緊急の対応が求められることから、諸外国における規制等についての調査結果も踏まえ、速やかに必要な法案を取りまとめ、今国会にも提出するよう目指す。</p>	
レビューを行う時期又は条件	平成32年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施する。	
備考		